

第7回青森県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議

日時：平成28年12月27日（火）

9：30～

場所：県庁北棟2階災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 青森県内における高病原性鳥インフルエンザへの対応について

① 防疫措置完了後の対応について

② 収束宣言

③ その他

(2) 本部長指示事項

3 閉会

平成28年12月27日
青森県農林水産部

青森県内における高病原性鳥インフルエンザ防疫措置完了（12月5日（月））後の対応について

1 点検及び補修指導

国が公表した発生農場の疫学調査結果を受けて、12月6日（火）に、他の農場に対しても、畜舎の破損部分の補修や防鳥ネットの点検など野生動物の侵入防止対策の徹底を指導し、これを受けて農場では、点検や補修作業を実施した。

2 国に対する要請活動

12月8日（木）に、青森県議会と連名で、農林水産省に対して、発生農場等の経営安定対策など「高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う支援対策の強化に関する緊急要請」を行った。

3 へい殺畜等手当金の申請

発生農場に対する手当金の申請に係る手続を12月12日（月）から開始した。

4 緊急消毒

国からの指導に基づき、更なる発生を防止するための取組として、100羽以上を飼育する全ての家きん農場（176農場）に対して、12月13日（火）から緊急に消石灰を配布し、消毒については12月31日（土）までに完了を予定している。

5 発生農場の消毒

発生農場における畜舎等の消毒を、1週間間隔で計3回以上、県が実施することとし、1回目は殺処分終了後、2回目は12月11日（日）から14日（水）にかけて、3回目は12月18日（日）から22日（木）にかけて実施した。

6 搬出制限区域の解除

12月16日（金）（防疫措置完了後10日経過）に、移動制限区域内の3農場において清浄性確認検査（臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を行い、12月21日（水）に全ての検査項目について陰性が確認されたことから、国と協議の上、同日午後6時に、発生農場を中心として半径3キロメートルから10キロメートルの搬出制限区域を解除した。

7 移動制限区域の解除

発生農場から半径3キロメートル以内の移動制限区域内に異状がなかったことから、国と協議の上、12月27日（火）午前0時（防疫措置完了後21日経過）に、移動制限区域を解除した。

第7回青森県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議

【高病原性鳥インフルエンザの収束宣言】

ただいま農林水産部長から報告があったとおり、発生と同時に措置しておりました移動制限については、国と協議の上、本日12月27日（火）午前0時に解除しましたので、本部長として、青森市内で発生した高病原性鳥インフルエンザの2例については、ウイルスの封じ込めに成功し、収束したことをここに宣言します。

11月28日の発生から収束に至るまで、国、青森市をはじめとする関係市町村及び建設業界など関係団体の御協力を得て、防疫措置を早期に完了し、消毒の徹底等の対策に継続して取り組んできた結果であり、この場をお借りし、改めて関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

また、近隣の養鶏農家の皆様には、鳥インフルエンザウイルスのまん延防止のための長期にわたる移動制限措置に対して、御理解、御協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査状況等について

1 平成 28 年度における野鳥の死亡個体の検査状況

(1) 検査件数

30 件

(12 月 26 日 12 時)

管内	東青	中南	三八	西北	上北	下北	計
件数	4	6	5	4	7	4	30

(2) 高病原性鳥インフルエンザウイルス確定事案

市町村	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性 鳥インフルエンザ ウイルス確定検査	監視重点 区域指定図
三沢市	オオハクチョウ	12/8	陽性		H5N6亜型	12/8指定
八戸市	コブハクチョウ	12/5	陰性	陽性	H5N6亜型	12/12指定
弘前市	オオタカ	12/12	陰性	陽性	H5N6亜型	12/15指定
平内町	オオハクチョウ	12/12	陰性	陽性	H5N6亜型	12/15指定
むつ市	オオハクチョウ	12/12	陰性	陽性	H5N6亜型	12/15指定

2 これまでの対応状況

(1) 環境省

- ・ 家きん施設及び回収地点を中心とする半径 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定（指定区域数：6 区域）
- ・ 野鳥緊急調査チームを派遣し、野鳥の生息状況等の調査を実施。

年月日	調査区域	調査結果
平成 28 年 12 月 1 日～6 日	青森市、鶴田町	区域内及び周辺の計 37 地点において生息状況調査、死亡野鳥調査等を実施。野鳥の大量死等の異常は認められなかった。
平成 28 年 12 月 19 日～23 日	八戸市、三沢市、むつ市、平内町	12/26 結果公表 （「異常なし」との電話連絡あり）

(2) 青森県

- ・ 野鳥監視重点区域内の巡視頻度を週 3 回にして野鳥の監視を強化。
- ・ 野鳥監視重点区域外は市町村等と連携した巡視を実施。
- ・ 現時点において、大量死等の異常は確認されていない。
- ・ 県民に対する野鳥の接し方や給餌の自粛等について、県ホームページのほか、テレビやラジオ、新聞等により実施。

3 今後の対応

引き続き、関係機関等と連携した野鳥の監視を強化するとともに、県民に対する注意喚起を実施。

第7回青森県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議

【本部長指示事項】

本部長としては、発生農場からの早期通報と、迅速な初動対応、その後の適切な防疫措置により、早期の収束が図られたものと考えています。全庁を挙げて対応してくれた職員の皆様には、心から慰労するとともに、感謝いたします。

今後は、本病への備えに万全を期すため、下記の事項4点について、的確に対応するよう指示します。

- 一 全国的に依然として感染リスクが高い状況にあることから、引き続き、県内の農場に対して、畜舎の破損部分の補修や防鳥ネットの点検など野生動物の侵入防止対策をはじめ、発生防止対策を徹底するよう指導すること。
- 一 今回被害を受けた農場経営者等の経営安定に向けた支援を行うこと。
- 一 今後、正確な情報を迅速に提供し、風評被害の発生防止に努めること。
- 一 今回の経験を今後に生かすため、反省点を整理した上で、資材の備蓄も含めて常時対応できるよう、態勢を整えること。

以上、対応に万全を期してください。